

平成29年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

1 指摘事項

指摘内容	講じた措置
<p>公益財団法人鳥取県体育協会（所管課：スポーツ課）</p> <p>○ 役員の退職手当について、支給の基準を定めていなかった。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・概要説明：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条の規定では、公益認定を受けるに当たって、理事等の報酬等の支給の基準を定めていなければならないが、団体の評議員及び役員の報酬に関する規程の中で、退職手当について規定していなかった。 ・不適正の原因：団体の担当者及び上司の規程についての認識不足 </div>	<p>監査指摘を受け、平成31年3月に現行規定を一部改正し、役員（専務理事）の退職手当について支給基準を規定したが、その後、退職手当支給のために掛金を支払っていた団体（中小企業退職金共済事業本部）に確認したところ、法人企業の役員（使用人兼務役員は除く。）は制度の対象外であることが判明したため、令和2年3月の評議員会で、支給できる規定を削除した。また、令和元年度分は退職手当相当を減額精算、また、過年度（平成26～30年度）分についても返納手続きを行い、返還していただいた。</p>

2 監査意見

意見内容	講じた措置
<p>2 福祉人材研修センターの福祉体験交流プラザの活用策について</p> <p>福祉保健部（所管課：ささえあい福祉局福祉保健課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査対象：社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（指定管理：福祉人材研修センター） <p>鳥取県立福祉人材研修センター（以下「福祉人材研修センター」という。）は、社会福祉に関わる人材の育成を行うとともに、県民の社会福祉に対する理解と参加の促進を図ることを目的として設置した施設である。</p> <p>現在は、指定管理者である社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が管理を行っており、平成31年度以降も5年間、引き続き県社協が指定管理を行うことが決定している。</p> <p>平成30年10月に実施した監査において、現地を</p>	<p>利用者ニーズを調査するため、福祉体験交流プラザを利用される方にアンケート調査（実施期間：令和元年6月28日～同年7月31日）を実施したところ、モデルルームを含む福祉用具展示（体験ゾーン）は一定のニーズがあったため、市場に流通していない用品の撤去や、活用されていない展示用品棚等の整理を行うと同時に、UDグッズや高齢者疑似体験グッズの購入や、用具の充実を図った。</p> <p>その他のニーズとして、展示・体験イベント開催の要望があったため、業者・メーカー等による定期的な開催を検討している（現在は、一般社団法人日本福祉用具供給協会が年1回開催）。</p>

意見内容	講じた措置
<p>確認したところ、1階の福祉体験交流プラザには、利用者が福祉を体験し、交流するためのスペースとして、福祉関連の図書や映像資料の他、車いす体験コースやバリアフリー住宅のモデルルームなどが設置されていた。</p> <p>モデルルームを含む福祉用品の展示コーナーに関しては、平成23年に改修された後、福祉用品の開発や福祉関係の住宅リフォーム事業の需要拡大に伴う多様な供給主体の参入により、器具や製品の開発・改良が大幅に進むとともに、これらを必要とする方が実際に試用・体験する場も格段に拡大されていることから、設立・改修時の目的を終えつつあると考えられる。</p> <p>こうした状況を勘案すると、展示設備等を更新することも活用策のひとつではあるが、スペースが広大であることを考慮すると、利用状況を的確に把握し、現在のニーズに応じたより効果的な活用策も検討していくべきではないかと思われる。</p> <p>については、県内における福祉用品の試用・体験が可能な場所を把握した上で、福祉用品展示コーナーやモデルルームの必要性を含め、福祉体験交流プラザのスペースのより有効な活用について、利用者のニーズや指定管理者の意見を踏まえて、中期的な課題として検討を行われたい。</p>	
<p>4 鳥取県高等学校文化連盟の業務に従事する職員の負担軽減について</p> <p>教育委員会（所管課：高等学校課、教育人材開発課）</p> <p>・監査対象：鳥取県高等学校文化連盟（補助金）</p> <p>鳥取県高等学校文化連盟（以下「高文連」という。）は、県内の高等学校における文化活動の健全な発展を図ることを目的として設置されている任意団体である。</p> <p>実施している事業としては、鳥取県高等学校総合文化祭の開催や全国高等学校総合文化祭への生徒の参加の支援などを行っている。</p> <p>高文連の事務局は、県の中部及び西部の高等学</p>	<p>高文連の事務局は、会長（校長）、事務局長（教員）、幹事（事務長）、事務補助職員の4名で構成されている。主な業務は事務局長が一人で担当しており、十分なチェック体制が整っていなかった。また、各専門部を担当する専門委員長（教員）に対する会計事務研修等が不十分であった。</p> <p>高文連の事務局と県教育委員会で事務局の現状や課題、あり方を含めた今後の方策等について意見交換を行うとともに、高文連の評議会において事務局が抱える課題について説明し、高文連内での共通認識を図った。</p> <p>その上で、高文連の業務担当者や初任者研</p>

意見内容	講じた措置
<p>校（私立を除く。）により、2年ごとの持ち回りとされ、各学校には部門別に高文連の専門部が置かれている。</p> <p>現在の事務局は県立米子南高等学校にあり、事業の執行は県の会計規則等に準じて行われる必要があり一定の知識が求められることから、事務局体制は教員1名が事務局長、事務長が幹事の任務につき、その他、高文連の自主財源により職員を1名雇用して事務の補助に当たっている。</p> <p>また、高文連の業務は、県教育委員会の定める「県費外会計等取扱ガイドライン」に基づき、本来の学校業務と併せて行うことが認められているところである。</p> <p>しかし、学校の事務分担表では、事務長には高文連の会計に関する事と記載されていたが、担当の教員には分掌業務として明示されていなかった。</p> <p>今回の監査においては、各専門部において見積書を徴取することなく契約をしていた事例など、不適正な契約手続等をしているものがあった。</p> <p>さらに、諸会議の開催などの渉外業務は事務局長（教員）が行い、会議資料の作成や各専門部への指導などの主体的業務は幹事（事務長）が担当していたが、本来の学校業務に加えて高文連の業務も行っており、各専門部への指導が十分に行えていない状況が見受けられた。</p> <p>県は、平成30年3月に鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン（以下「カイゼンプラン」という。）を策定し、教職員の多忙解消及び負担軽減に向けた取組に着手しているところであるが、このカイゼンプランの運用に当たっては、本来の学校業務と併せて行われている業務についても十分に留意すべきである。</p> <p>については、県は、事務局を受け持った学校の職員に過重な負担とならないよう、カイゼンプランの運用に当たっては、高文連の事務について位置付けを明確にするとともに事務局のあり方についても検討されたい。</p>	<p>修を含めた学校の組織運営体制に対して総合的に判断の上、担当校における必要な教員の定数増を行うとともに、高文連の業務量を勘案した学校全体の分掌配置を行ったことで、事務局職員がより高文連の業務に専念できる体制としたことにより、職員の負担軽減を図った。</p> <p>また、年度当初の専門委員長会議において、各部門の担当者に対して会計業務に係る説明を行い、適正な経理実施を図った。</p> <p>今後さらに、現在輪番制となっている事務局を、特定の学校に固定することを検討する。</p>

